

川崎市指令環廃 第189号

許可番号 第05720000405号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 神奈川県川崎市川崎区貝塚一丁目1番5号

氏 名 株式会社 エバーグリーンライン

代表取締役 比嘉 良弘 様

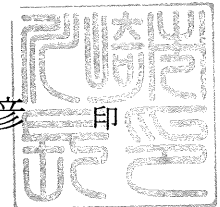
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成25年12月27日

川崎市長 福田 紀彦 印

許可の年月日 平成25年7月1日

許可の有効期限 平成30年6月30日



### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理（破碎・選別、圧縮・梱包、破碎・分離、選別・破碎）

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 金属くず、(エ) ガラスくず、

(オ) がれき類 以上5種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### イ 選別に係るもの

(ア) 紙くず、(イ) 繊維くず 以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### ウ 圧縮・梱包に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず

以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### エ 破碎・分離に係るもの

(ア) ガラスくず 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

##### オ 選別・破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 木くず、(ウ) 金属くず、(エ) ガラスくず、

(オ) がれき類 以上5種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

#### (3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物のうち、No.1 破碎機に係るものは廃プラスチック類及び木くず、

No.2 破碎機に係るものは金属くず、ガラスくず及びがれき類に限る。

イ 圧縮・梱包に係る産業廃棄物は、軟質な廃プラスチック類及び紙くずに限る。

ウ 破碎・分離に係る産業廃棄物は、廃石膏ボードに限る。

エ 選別・破碎に係る産業廃棄物のうち、No.1 破碎機に係るものは廃プラスチック類及び木くず、

No.2 破碎機に係るものは金属くず、ガラスくず及びがれき類、No.3 破碎機に係るものはガラスくず

及びがれき類に限る。

### 2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び

許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）

別記1のとおり

### 3 許可の条件

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成25年7月1日 更新許可

平成25年12月4日 施設変更

### 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

別記 1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (No. 1 破碎機) (設置年月日 平成 25 年 10 月 24 日) (許可年月日 平成 25 年 10 月 24 日) (許可番号 第 1224 号)	5.5 t / 日 (廃プラスチック類) 15.9 t / 日 (木くず)	川崎市川崎区扇町 1 番 1 (3381 m <sup>2</sup> )
イ 破碎施設 (No. 2 破碎機) (設置年月日 平成 18 年 8 月 22 日) (許可年月日 平成 18 年 8 月 22 日) (許可番号 第 1175 号)	225 t / 日 (金属くず) 98.1 t / 日 (ガラスくず) 315 t / 日 (がれき類)	
ウ 破碎施設 (No. 3 破碎機) (設置年月日 平成 24 年 10 月 12 日) (許可年月日 平成 24 年 10 月 12 日) (許可番号 第 1217 号)	37.8 t / 日 (ガラスくず) 37.8 t / 日 (がれき類)	
エ 圧縮・梱包施設 (圧縮・梱包機) (設置年月日 平成 24 年 10 月 25 日)	43.7 t / 日 (廃プラスチック類) 43.7 t / 日 (紙くず)	
オ 破碎・分離施設 (破碎・分離機) (設置年月日 平成 14 年 9 月 17 日)	5.4 t / 日 (ガラスくず)	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	15.9 t / 日	No. 1 破碎機
破碎施設一式	315 t / 日	No. 2 破碎機
圧縮・梱包施設一式	43.7 t / 日	圧縮・梱包機
破碎・分離施設一式	5.4 t / 日	破碎・分離機
選別・破碎施設一式	15.9 t / 日	No. 1 破碎機
選別・破碎施設一式	315 t / 日	No. 2 破碎機
選別・破碎施設一式	37.8 t / 日	No. 3 破碎機

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には当該審査請求に係る裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。